

# 市内の他区から泉区への引っ越し

引っ越しの  
手続き ②

#住むなら泉区



- ◇ 横浜市の泉区以外の区から泉区に引っ越してこられた方の区役所での主な手続きのご案内です。
- ◇ 手続きは転入した区で行うこととなりますので、ご注意ください(転出区での手続きはございません)。
- ◇ 来庁の際は、本人確認資料及び印鑑(朱肉使用)を持参してください。
- ◇ 各手続きの詳細については、担当窓口にお問い合わせください。

令和5年1月作成

泉区役所

手続きが必要な場合	手続き	手続きに必要なもの	担当窓口
横浜市の他区から泉区に引っ越して来たとき	転入届 (引っ越してから14日以内に手続きしてください)	<input type="checkbox"/> 本人確認資料 ※1 <input type="checkbox"/> 在留カード又は特別永住者証明書 (外国人住民のみ) ▽ 代理人(本人、同一世帯の方以外)が手続きする場合は「委任状」と代理人の本人確認資料をお持ちください。	2階 204番 戸籍課登録担当 800-2345
印鑑登録をしている	▽ 市内での異動の場合は、そのまま登録が継続します。お手元のカードはそのまま利用できます。		
住民基本台帳カード・マイナンバーカードを持っている	<input type="checkbox"/> 本人確認資料 ※1 <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード・マイナンバーカード(4桁の暗証番号必要) ▽ 引き続き使用できますが、住民基本台帳カード表面に記載されている住所に変更があるため、カード面に変更事項を記載する必要があります。 ▽ 届出は、原則本人または本人と同一世帯の方に限ります。		
マイナンバーカードの電子証明を登録している ※2	▽ 住所の異動により電子証明は失効します。引き続き電子証明を利用される方は、新規登録の手続きが必要になります。(パスワード必要)		
公立小・中学校に通っているお子さんがいる	転校手続き (転入届と同時に手続きしてください) ▽ 従前校に引き続き通学を希望する場合は、事前に従前校への相談が必要です。	<input type="checkbox"/> 在学証明書	
国民年金に加入している	原則不要		2階 207番 保険年金課 国民年金係 800-2421
国民年金・厚生年金を受給している	原則不要	詳細は、年金事務所(820-6655)へ連絡してください。	
横浜市国民健康保険に加入している	異動届	<input type="checkbox"/> 国民健康保険証 (異動する方、世帯主・住所など保険証の記載事項が変わる方全員の保険証)	2階 205番 保険年金課 保険係 800-2425
介護保険証を持っている	異動届(介護保険証の住所変更)	<input type="checkbox"/> 介護保険証	
小児医療証(乳 医療証)を持っている	異動届(小児医療証の住所変更)	<input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 小児医療証	2階 206番 保険年金課 給付担当 800-2427
福祉医療証(親 福祉医療証)を持っている	異動届(福祉医療証の住所変更)	<input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 福祉医療証	
後期高齢者医療被保険者証を持っている	異動届(保険証の住所変更)	<input type="checkbox"/> 保険証	
重度障害者医療証を持っている	異動届(住所変更)	<input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 医療証 <input type="checkbox"/> 愛の手帳(療育手帳) *お持ちの方のみ <input type="checkbox"/> 特定疾病療養受療証 *お持ちの方のみ <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 *お持ちの方のみ	
認可保育所・小規模保育事業・認定こども園・幼稚園を申請または利用している児童がいる。	認定情報(住所、世帯構成、負担区分、認定事由等)を変更する。	<input type="checkbox"/> 認定変更申請書 ※状況により提出していただく書類が異なる場合があります。右記の窓口で必ずご相談ください。	2階 210番 こども家庭 支援課 800-2413
児童手当を受けている	児童手当の住所変更	▽ 必要な持ち物はありません。	2階 210番 こども家庭 支援課 800-2444
母子健康手帳を持っている	▽ 市内での異動の場合は、手続きは不要です。そのまま利用できます。 ▽ 未接種の予防接種がある場合は、予防接種予診票をお渡しします。母子健康手帳を持参の上、3階313番窓口にお越しください。		2階 210番 こども家庭 支援課 800-2444

※1 運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード(写真付)、マイナンバーカード等。その他については、必ず電話等で確認してください。

※2 本人以外が申請する場合や本人確認資料の種類によって、手続き・必要書類が異なります。必ず電話で確認の上、窓口に来てください。また、申請当日に証明書などが発行できない場合があります。

裏面に続く

手続きが必要な場合	手続き	手続きに必要なもの	担当窓口
身体障害者手帳、愛の手帳、精神保健福祉手帳を持っている ※サービス内容によって、担当区での手続きになります	手帳の住所変更手続き	<input type="checkbox"/> 手帳 <input type="checkbox"/> 印鑑(朱肉使用)	2階 209番 高齢・障害支援課 800-2485
自立支援医療受給証(精神通院医療、更生医療)を持っている	住所変更手続き	<input type="checkbox"/> 各医療証	2階 210番 こども家庭支援課 800-2448
障害福祉サービス受給者証を持っている※サービス内容によって、担当区での手続きになります	受給者証の交付申請	<input type="checkbox"/> 障害福祉サービス受給者証 <input type="checkbox"/> 印鑑(朱肉使用)	
高齢者の在宅サービス(紙おむつ、食事サービスなど)を受けていた	住所変更手続き	必要な持ち物はありません	2階 209番 高齢・障害支援課 高齢者支援担当 800-2434
医療給付制度(小児慢性特定疾病医療など)を受けている	住所変更手続き	<input type="checkbox"/> 各医療証 <input type="checkbox"/> マイナンバー確認書類 ※3	2階 210番 こども家庭支援課 800-2438
特定医療費(指定難病)受給者証を持っている	特定医療費支給認定変更届出書の提出	<input type="checkbox"/> 受給者証	2階 214番 高齢・障害支援課 800-2430
児童扶養手当を受けている	児童扶養手当の住所変更手続き	<input type="checkbox"/> 受給証書 <input type="checkbox"/> 住民票の写し(世帯全員分) ▽住民票の写しは無料交付が受けられます。窓口でお申し出ください。	2階 210番 こども家庭支援課 800-2448
特別児童扶養手当を受けている	住所変更手続き	<input type="checkbox"/> 証書	
125cc以下のバイクを持っている	軽自動車税申告(報告)書兼標識交付申請書の提出(泉区ナンバーへの切替)	前住所地で廃車手続きをしていない場合 <input type="checkbox"/> 前住所地のナンバープレート <input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> 本人確認資料 前住所地で廃車手続きをした場合 <input type="checkbox"/> 他区の廃車申告受付書 <input type="checkbox"/> 本人確認資料 ※ケースにより手続きが異なります。担当窓口までお電話等でお問い合わせください。	3階 303番 税務課 800-2353
濱ともカードを持っている	▽ 手続きはありません。そのままお使いいただけます。		2階 214番 高齢・障害支援課 800-2430
敬老特別乗車証を持っている	▽ 手続きはありません。そのままお使いいただけます。		
福祉特別乗車券(障害児・者)、福祉タクシー券、自動車燃料券を持っている	▽ 手続きはありません。そのままお使いいただけます。		
お子様の予防接種予診票を持っている	▽ 手続きはありません。そのままお使いいただけます。予防接種協力医療機関のリストは、313番窓口にあります。		3階 313番 福祉保健課 健康づくり係 800-2445
犬を飼っている	飼い犬の登録事項変更届	▽必要な持ち物はありません。	3階 314番 生活衛生課 800-2452
被爆者手帳を持っている	住所変更手続き	<input type="checkbox"/> 被爆者手帳 <input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> 手当証書(手当を受けている方)	3階 313番 福祉保健課 健康づくり係 800-2445
被爆者のこども健康診断受診証を持っている	住所変更手続き	<input type="checkbox"/> 被爆者のこども健康診断受診証 <input type="checkbox"/> 住民票	3階 313番 福祉保健課 健康づくり係 800-2445

※3 マイナンバーカード、運転免許証+通知カード、パスポート+通知カードなど。その他については、確認してください。

### ☆ 区役所以外の主な手続き ☆

◎ 横浜市国民健康保険・国民年金以外の健康保険・年金に加入の住所変更の手続きについては、勤務先や年金事務所にご確認ください。

手続き項目	手続き内容	手続き・問合せ先
運転免許証の住所変更	新住所を確認できる書類(住民票の写しほか)	泉警察署 805-0110
郵便物の転送	郵便局窓口にある「転居届(ハガキ)」に記入しポストに投函します。	最寄りの郵便局
パスポート(旅券)	婚姻等に伴い、本籍・氏名が変更になった場合は、切替又は訂正申請が必要です。	パスポートセンター(045-222-0022)

  

項目	主な問合せ先	項目	主な問合せ先
公共料金(電気・ガス・水道等)	各事業者の営業所など	生命保険	各生命保険会社
電話(NTT、市外電話サービス)	最寄りの電話局、市外電話サービス業者	不動産	地方法務局(泉区は戸塚出張所) 871-3912
NHK受信契約	0120-151515(フリーダイヤル)	預貯金	預入金融機関
郵便貯金	最寄りの郵便局	株式	会社、信託銀行、証券会社等
簡易保険	郵便局の保険担当窓口	自動車	運輸支局事務所(普通自動車、125cc超二輪車)、軽自動車協会(軽自動車)、自動車保険は保険会社
クレジットカード	クレジットカード会社		

◎ 手続きの際に、住民票の写し、戸籍全部(個人)事項証明書(謄抄本)などが必要になる場合があります。提出先に「誰の」「どんな証明」が必要かを確認の上、証明書を請求されるようにお願いします。

▶ 代表的な項目について掲載しています。必要な手続きは各々異なりますので、各窓口にお問い合わせください。